

水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会について

平成22年 1月27日 制定
平成27年 7月31日 一部改正
水 産 庁 長 官

第1 開催

水産関係公共事業の事業評価実施要領（平成11年 8月13日付け11水港第3362号）第7の3、第8の2及び第10の規定に基づき、「水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会」（以下「技術検討会」という。）を開催するものとする。

第2 構成

- 1 技術検討会は、委員4名以内をもって開催する。
- 2 委員は、国、都道府県その他行政団体に属する者以外の者をもって構成する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 技術検討会に、参考人を出席させることができる。

第3 座長

- 1 技術検討会に座長をおき、委員の互選によって選任する。
- 2 座長は、会務を総理し、技術検討会を代表する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する者が、その職務を代理する。

第4 運営

- 1 技術検討会は、水産庁が実施する直轄事業に係る期中の評価について、当該事業実施の妥当性の検討を行う。
また、水産関係公共事業の事業評価について、専門的立場から技術的助言を行うことにより、評価の客観性、評価手法の向上等を図るものとする。
- 2 技術検討会の運営については、次のとおりとする。
 - (1) 会議は、公開とする。
 - (2) 会議の資料は、会議終了後、ホームページへの掲載等により公表する。
 - (3) 会議の議事録については、会議終了後、委員の了解を得た上で、ホームページへの掲載等により公表する。
- 3 2にかかわらず、個人の権利・利益を害するおそれのある場合、企業秘密にふれることとなる場合等であって、技術検討会が必要と判断したときは、会議を非公開とし、会議資料を非公表とすることができる。

第5 その他

- 1 技術検討会の庶務は、水産庁漁港漁場整備部計画課において処理する。

(別紙)

水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会委員名簿

敬称略、五十音順

氏 名	役 職
おかやす 岡安 あきお 章夫	東京海洋大学 副学長
なかむら 中村 りょうへい 良平	岡山大学大学院 社会文化科学研究科・経済学部 特命教授
やました 山下 はるこ 東子	大東文化大学 経済学部 特任教授
せと 瀬戸 まさふみ 雅文	福井県立大学 海洋生物資源学部 教授